

NCCU NEWS

近畿総支部のみなさんへ

総支部臨時号

2025年9月10日発行

UA ゼンセン日本介護クラフトユニオン

発行人 近畿総支部長 磯部 徹

編集人 近畿総支部主任 林 おりえ

連絡先 近畿総支部 TEL06-6305-9381

Fax06-6305-9382

「管理者の専従義務と兼務の実態について」 アンケートにご協力ください

＼介護保険上の管理者のみなさん 例えば、、、／

- 「デイサービスで、管理者と生活相談員、介護職員の3兼務をしているが、日中は管理業務がまったくできず、『管理業務』は残業か休日出勤で行っている」
 - 「グループホームで管理者と介護職員の2兼務を行っているが、夜勤に入れる介護スタッフがなくて、介護職員として夜勤に入っている時間に、管理業務を行っている」
- など、職務を兼務していることで、管理業務の時間が十分取れていない状況になっていませんか？

みなさんご承知のとおり、介護保険上の管理者は、基本的に「専従義務」とされています(居宅介護支援には特段の定めはありません)。しかし一方で、「管理上支障がない場合には、他の職務に従事することができる」とも定められているため、多くの管理者が他の職務を兼務しており、その結果、他の職務の仕事に追われて「本来の管理業務が十分にできない」といった声が多く挙がっています。

兼務のルールは、自治体によって異なるケースもあり「管理者以外の兼務は一職種まで」「管理業務を行えている否か」といった点で指導している例もあるようです。そこで、NCCU 近畿総支部は、「管理者の専従義務と兼務の実態について」アンケートを実施し、現状把握をしたうえで、課題の改善に向けた取り組みに繋がっていきたいと考えております。

■アンケートについて■

対象者: 各サービスの管理者(組合員)
例)同一敷地内に訪問介護と通所がある場合
それぞれの管理者が対象になります。

回答方法: ①WEB 回答 ②FAX 回答

回答締切: 9月30日(火)

お問合せ: 日本介護クラフトユニオン近畿総支部
電話 06-6305-9381(平日 9:30~17:00)

回答者を特定したり、個人の回答内容が法人に伝わることはありません。

① WEB 回答はコチラ



② FAX 回答は次のページ

8-2.【兼務されている方で「8.」で「①出ている」と回答された方】

どのような支障が出ていますか？(複数回答可)

- ① 利用者・介護業務等の管理
- ② 人材マネジメント(採用活動、スタッフの指導・フォロー、労務管理など)
- ③ コンプライアンス(法令遵守)
- ④ その他_____

WEBからも
回答できます！

9.【全員】あなたの事業所がある自治体では、介護保険上の「管理上支障がない場合」に加えて、兼務に関するルール(兼務数や時間制限、比率等)はありますか？

- ① ある
- ② ない
- ③ わからない

10.【「9.」で「①ある」と回答された方】どのようなルールですか？(記述回答)

11.【全員】勤務先の法人に、兼務に関するルール(兼務数や時間制限、比率等)はありますか？

- ①ある
- ②ない
- ③わからない

12.【「11.」で「①ある」と回答した方】どのようなルールですか？(記述回答)

13.【全員】管理者の兼務ルールについて、あなたの考えを教えてください。

- ① そもそも兼務させるべきではない
- ② 現行の「管理上支障がない場合」のルールで問題ない
- ③ 兼務させるなら、もう少し具体的なルールが必要(複数回答可)
 - ア)兼務する職務の数
 - イ)管理者業務に従事する最低限の時間数や時間の比率
 - ウ)その他_____

14.【全員】兼務に関するルールを設け、管理者が管理業務を行う時間を一定程度担保することでどのような影響があるか、あなたの考えを教えてください。

- ①管理者自身のモチベーション維持・向上、定着にプラスに作用すると思いますか？
 - ア)大いに思う
 - イ)思う
 - ウ)思わない
 - エ)ほとんど思わない
- ②スタッフの採用や指導・育成・フォローにもつながり、人材の確保・定着に寄与すると思いますか？
 - ア)大いに思う
 - イ)思う
 - ウ)思わない
 - エ)ほとんど思わない

15.【全員】管理者の専従義務・兼務について、ご意見等がありましたら記入してください。
